

地域生活支援拠点等整備促進のための
全国担当者会議 資料

長野県 北信圏域

「地域生活支援拠点等の整備及び支援体制の 構築に向けた検討について」

北信圏域障害者総合相談支援センター
(基幹センター) 相談支援専門員 丸山 哲

目次

- ① 長野県北信圏域の現状
- ② 地域生活支援拠点に係る動向
障がい福祉計画
福祉サービスの現状
- ③ 地域生活支援拠点の位置づけ（方針）
多機能拠点整備から面的整備の構築
- ④ 地域生活支援拠点のこれから（整備状況から）

①長野県北信圏域の現状

北信圏域の現状について

○構成市町村および人口

平成28年4月1日現在

市町村	人口
中野市	43,700人
飯山市	21,169人
山ノ内町	12,484人
木島平村	4,561人
野沢温泉村	3,520人
栄村	1,915人
圏域内総人口	87,349人



○学校

小学校27校

中学校10校

特別支援学校1校

在校生 H28 81人

中学部卒業生（見込）H29 6人

高等部卒業生（見込）H29 4人

北信圏域の障害者の状況について

	手帳所持者又は 認定者数	生活の場の状況		
		施設入所	入院等	在宅
身体障がい者・児数	4,337人	164人	7人	4,166人
知的障がい者・児数	859人	111人	9人	739人
重症心身障害者・児数	57人	26人	0人	31人
精神障がい者・児数	775人	※障がい者数は手帳所持者 ※自立支援医療認定者数は、通院医療費公費負担承認件数 ※生活の場の状況は、障がい者統計より 管内人口:87,349人 (平成28年4月1日現在)		
自立支援医療認定者数	2,199人			
小児慢性特定疾患認定者数	88人			
特定疾患認定者数	711人			

※(H28.3.31現在)

北信圏域の計画相談の作成状況

	障害者総合支援法分(特定)			児童福祉法分(障がい児)			合計 達成率
	対象者数	作成済	達成率	対象者数	作成済	達成率	
中野市	328	328	100.0%	12	12	100.0%	100.0%
飯山市	191	191	100.0%	5	5	100.0%	100.0%
山ノ内町	104	104	100.0%	0	0	0.0%	100.0%
木島平村	44	44	100.0%	0	0	0.0%	100.0%
野沢温泉村	34	34	100.0%	0	0	0.0%	100.0%
栄村	19	19	100.0%	0	0	0.0%	100.0%
北信圏域	720	720	100.0%	17	17	100.0%	100.0%
長野県	13,958	13,015	93.2%	2,519	2,229	88.5%	92.5%

(H27.6末現在)

北信圏域の障害福祉サービス事業所の状況

サービス種類	事業所数	定員	備考
居宅介護	12ヶ所	—	
重度訪問介護	12ヶ所	—	
行動援護	4ヶ所	—	
生活介護	5ヶ所	155人	
自立訓練(生活訓練)	1ヶ所	20人	
就労移行支援	1ヶ所	20人	
就労継続支援(A型)	1ヶ所	20人	
就労継続支援(B型)	6ヶ所	160人	
短期入所(福祉型)	7ヶ所	17人	
共同生活援助	6ヶ所	111人	住居数22軒、サテライト1部屋
施設入所支援	2ヶ所	75人	
障害児通所支援	3ヶ所	35人	
相談支援(特定)	10ヶ所	—	
相談支援(一般)	7ヶ所	—	
相談支援(障害児)	3ヶ所	—	

②地域生活支援拠点に 関わる動向

障害福祉計画

北信圏域の「地域生活支援拠点」に係る動向

《北信圏域の動向》

- 平成23年度「**第3期障害福祉計画（平成24年度～26年度）**」の策定
「安心して暮らせる地域づくり体制の構築（夜間を含めた緊急支援体制の充実）」が必要「夜間を含めた緊急支援体制を構築し、地域生活を定着、継続するための体制を強化する」
- 平成26年度「**第4期障害福祉計画（平成27年度～29年度）**」の策定
「地域生活への定着・継続を支援し、夜間を含めた緊急支援を行うための拠点（GH+短期入所）を1箇所整備し、その拠点を核にした面的な体制を構築する」
- 平成27年度から
『支援拠点（GH+短期入所）を1箇所整備し、その支援拠点を核にした圏域内の面的な体制の構築について**検討・協議する**』に基づき、**自立支援協議会課題検討ワーキングの検討課題とする。**
そのための『**地域生活支援拠点事業コア会議**』を立ち上げ体制の構築に向けた検討を始めた。

【北信圏域プラン：第4期障害福祉計画】（平成27年度～29年度）

（1） 地域生活への移行者数

目標項目	基準となる数値	目標割合	目標値
施設入所者の地域生活への移行者数	118人 (H25年度末の入所者数)	のうち16.1%	19人 (H29)

（2） 各年度末の施設入所者数（施設入所者の削減数）

目標項目	基準となる数値	目標割合	目標値
施設入所者の削減数	118人 (H25年度末の入所者数)	のうち15.3%	18人 (H29)

（3） 成果目標

成果目標項目：地域生活支援拠点等の整備（北信圏域計画）		
地域生活への定着・継続を支援し、夜間を含めた緊急支援を行うための拠点（GH+短期入所）を1箇所整備し、その拠点を核にした面的な体制を構築する		
成果目標項目：地域生活支援拠点等の整備（各市町村計画）		
平成27年度	平成28年度	平成29年度
支援拠点（GH+短期入所）を1箇所整備し、その支援拠点を核にした圏域内の面的な体制の構築について検討・協議する。	支援拠点を核とした圏域内の面的な体制の構築に向けた調整を行う。	支援拠点の運用を開始し、支援拠点を核とした圏域内の面的な体制を構築する。

②地域生活支援拠点に 関わる動向

地域の現状

- 地域生活支援拠点整備のきっかけは

社会福祉法人：高水福祉会の取組経過

- 1 平成22年度（法人内で「法人の運営する2ヶ所の入所施設をどうするかを検討する必要性がある」と職員から提案があり『入所の在り方プロジェクト』が発足する。
「地域福祉、地域移行」といわれるが「入所施設はなくなり、入所者数もさほど変わらず」から「**ニーズ無き入所の防止、ニーズ無く入所した方を地域生活へ**」を検討
 - ・『総合安心センター構想』この二つの機能を持った社会資源を創出しようとなった。
- 2 平成24年度「地域生活支援拠点機能」の必要性に気づき実践開始
 - ・一般相談支援事業所の指定を受け「地域移行推進員」を配置（**安心サポート事業**）
- 3 **平成26年度『障害児・者の地域生活支援推進のための機能強化のあり方に係る研究厚生労働省モデル事業』**に参加「地域移行推進員」自宅待機の体制を整備
 - ・「地域生活支援拠点(グループホームかたしお)完成」
- 4 平成27年7月より「**グループホームかたしお**」に「**のぞみの郷高社**」から3名入居開始
 - ・「**障害者支援施設：のぞみの郷高社**」の入所定員を3名削減
 - ・「緊急時在宅支援、緊急時サービス調整（コーディネーション）」
 - ・「地域生活支援拠点（短期入所）平成28年度6月完成」
 - ・「北信圏域地域生活支援拠点事業にスムーズに移行できるよう支援拠点と面的体制の構築を検討する自立支援協議会のコア会議に参加」
- 5 国と高水福祉会の方向性の一致
「地域生活支援拠点」と「総合安心センター」それぞれ国と法人の経過は違うが、「たどり着いた機能はほとんど同じ」

平成28年度の総合安心センターはるかぜ

（高水福祉社会事業）に係る事業について

- のぞみの郷高社事業による『総合安心センター はるかぜ』の運営
平成27年7～：「共同生活援助事業（体験型）」
平成28年度中：「一般相談支援事業」
 〃 ：「単独短期入所事業」
 〃 ：「居宅介護事業」

を段階的に開始予定

- 平成28年6月～国モデル事業からの継続支援者及び高水福祉会の利用者を中心とした支援拠点としての事業を始める。
- 平成29年度には北信圏域地域生活支援拠点事業にスムーズに移行できるよう、支援拠点と面的体制の構築を検討する自立支援協議会と連携していく。

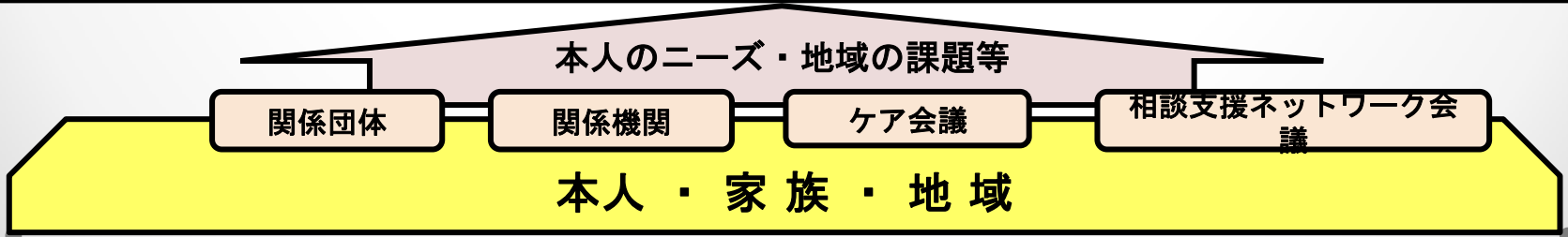
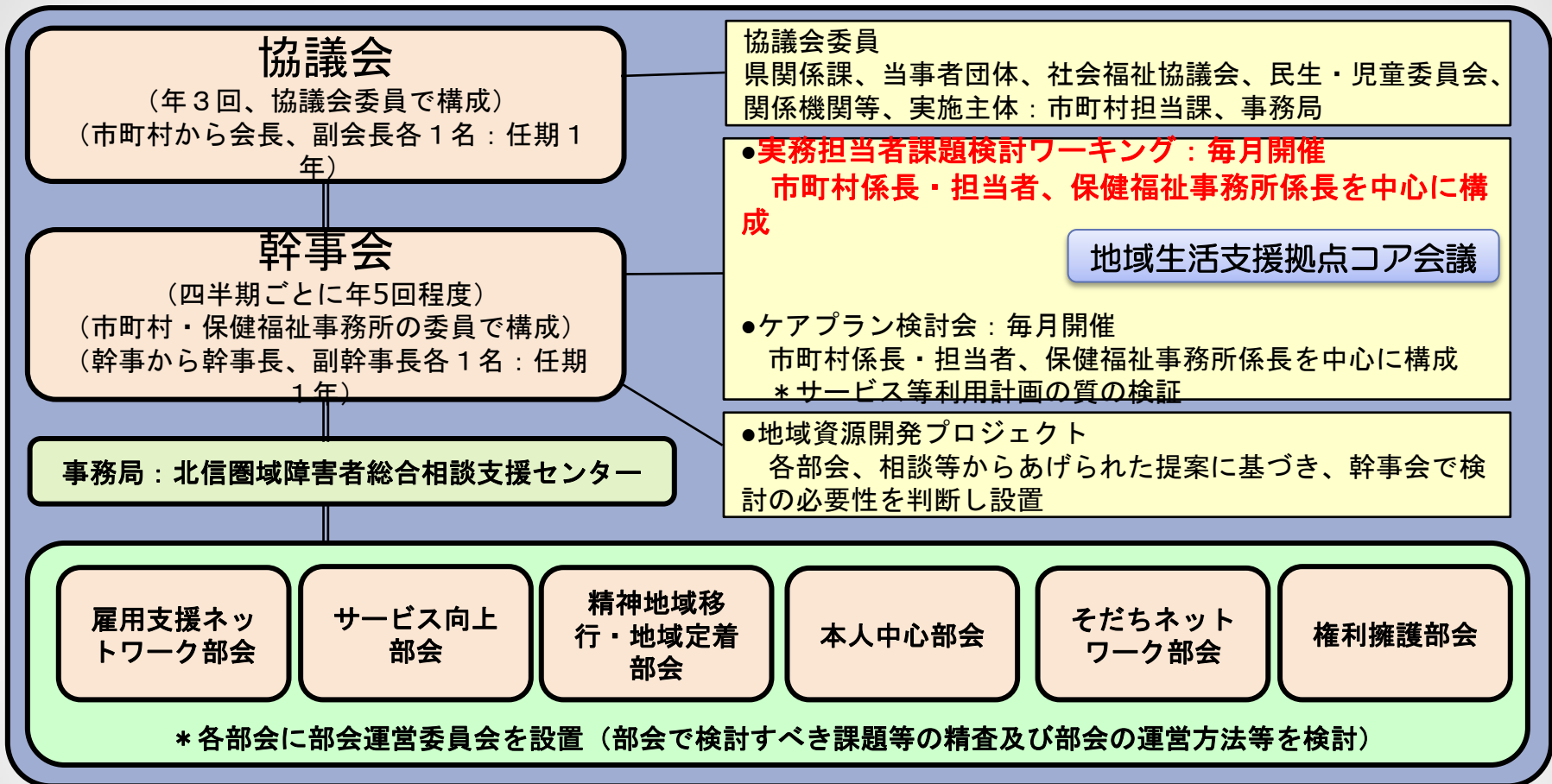
③地域生活支援拠点の 位置づけ（方針）

- 自立支援協議会
- コア会議→検討会議（協議事項）
- 理念の共有

地域生活支援拠点事業コア会議

- 1 北信圏域プランの平成27年度の成果目標に基づき、自立支援協議会課題検討ワーキングの検討課題とするため『地域生活支援拠点事業コア会議』を立ち上げ、体制の構築に向けた検討を始める。
- 2 コア会議の位置付け
 - 北信圏域障がい福祉自立支援協議会 幹事会
実務担当者課題検討ワーキングに『地域生活支援拠点事業コア会議』を設置
- 3 コア会議メンバー
 - (社福) 高水福祉会 のぞみの郷高社 所長 (国26年度モデル事業実施施設)
 - 北信圏域障害者総合相談支援センター 所長 (基幹相談支援センター)
 - 飯山市保健福祉課 障がい福祉係長
(H27年度自立支援協議会幹事市)
 - 中野市福祉課 障がい福祉係長
(H28年度自立支援協議会幹事市)
 - 長野県北信保健福祉事務所 福祉課 福祉係長
 - // 健康づくり支援課 保健衛生係長
 - 長野県障がい福祉自立支援協議会 オブザーバー
 - 北信地域障がい福祉自立支援協議会事務局 相談支援専門員

北信地域障がい福祉自立支援協議会組織図



地域生活支援拠点事業コア会議開催状況

第1回 7月21日（火）：北信合庁201号会議室

- 今後の検討内容の方向性を確認
- タイムスケジュール等の検討

第2回 8月17日（月）：北信合庁201号会議室

- 高水福祉会の総合安心センターの設立の経緯と現状
- 国モデル事業の概要等学習
- 北信圏域の拠点事業に係る体制のイメージ作り

第3回 9月 9日（月）：北信合庁201号会議室

- 北信圏域地域生活支援拠点の概要（案）について検討

第4回 10月 9日（金）：北信合庁201号会議室

- 基本理念等について、支援対象者のイメージについて
- 参考となる先行モデル等の情報収集(ホーム片塩の視察、利用者の在宅する時間帯に実施)

第5回 11月17日（火）：ホーム片塩

- 地域生活支援拠点としてのグループホームの状況（視察）
- 北信圏域における基本理念やルール化に必要な定義の検討
- 地域定着支援の支給決定に係る学習会とニーズ調査（アンケート等）について
- 平成28年度の相談からの緊急支援対応の流れについて

地域生活支援拠点事業コア会議開催状況

第6回 12月 8日（火）：北信合庁201号会議室

- 必要となる定義及び基本機能のあり方について
- 地域定着支援支給決定に係るニーズ調査について
- 平成28年度の相談から緊急支援対応の流れについて
- 圏域における研修会の開催について

第7回 平成28年1月18日（月）：飯山庁舎201号会議室

- 地域生活支援拠点事業にかかる検討事項
（必要な定義、基本機能のあり方、北信圏域の基本理念）
- 地域定着支援支給決定にかかるニーズ調査について
（相談支援専門員との情報交換会で協力依頼）
- 第3回自立支援協議会総会での対応について
- 平成28年度の相談から緊急支援対応の流れについて
- 北信圏域地域生活支援拠点事業学習会について

第8回 2月12日（水）：飯山庁舎201号会議室

- 第3回自立支援協議会総会での対応について
- 北信圏域地域生活支援拠点事業学習会の開催について
- 地域定着支援支給決定にかかるニーズ調査について
- 平成28年度の相談から緊急支援対応の流れについて

第9回 3月14日（月）：飯山庁舎201号会議室

- 自立支援協議会幹事会・課題検討ワーキングでの報告について
- 北信圏域地域生活支援拠点事業学習会の開催について
- 地域定着支援支給決定にかかるニーズ調査について
- 平成28年度のコア会議の検討内容について

地域生活支援拠点等の整備に係る基本的考え方 (理念)

1 必要な理念及び定義の設定

北信圏域の地域生活支援拠点体制の実施にあたり、基本的考え方に基づいた定義付けやルール化が必要であることから、『生活圏とは、地域生活とは、支援対象者とは、緊急時とは、登録制の導入等』について検討を行った。

(理念の共有)

2 基本的考え方

障害がある方が、障害が重度であったり、医療的ケア・行動障害支援等専門的な対応を必要とする状態であったり、高齢化したり、そして親兄弟等の保護者となる方が不在であっても、その人の意思に基づき、暮らしたい場所で、暮らしたい人と、その人らしく、生き生きと、安心して暮らせる地域づくりを推進することが必要です。

そこで、地域生活をする中で発生する、様々な不安を少なくしながら生活できるようにするためには、身近な地域で相談ができる相談支援、地域生活への移行をイメージしたグループホームへの体験入居、緊急時のショートステイ等の受け入れ体制を確保し、必要に応じて医療との連携等による夜間を含めた地域生活を支えるための緊急支援体制の構築が必要です。

その緊急支援体制の機能を身近な地域で対応できるようにするためには、24時間365日対応できる地域生活支援の核（司令塔）となる拠点を整備するとともに、核となる拠点では対応できない部分を、行政や地域の社会資源で面的にカバーすることが必要です。

必要となる定義等①

ア 「生活圏」の設定による支援体制の確立について

- 緊急時の対応では核となる拠点事業所で連絡を受けてから、概ね30分前後で駆けつけられるような体制が必要であるため、一定の生活圏を設定することが必要。
- 北信圏域の地域性を配慮した場合、核となる事業所が中野市とした場合には、栄村等への駆けつけ支援対応の場合1時間以上かかることが想定され、特に冬期間は更に時間が必要となることが想定される。
- 消防署の救急体制と同様に、岳南（中野市・山ノ内町）と岳北（飯山市・木島平村・野沢温泉村・栄村）に生活圏を分けて設定した支援体制を整備する。
- 中野市内に(福)高水福社会が整備する『のぞみの郷高社 総合安心センターはるかぜ(仮)』を圏域の拠点事業の核として位置付けると共に岳南地域をカバーする事業所とする。
- 岳北地域をカバーするために必要とされる拠点を整備するため、地域の資源との連携による面的体制の整備を図る。（圏域全体の面的体制が整うまでは『のぞみの郷高社 総合安心センターはるかぜ(仮)』にて対応する。）

必要となる定義等②

イ 地域生活とは

- 本人の意思決定により、地域社会（病院や施設等の敷地以外）において生活したいというニーズを満たすための支援を受けながらの生活
- 障害福祉サービスを利用しながらの生活、グループホームにて支援を受けながらの生活（地域定着は対象外）

ウ 緊急時とは

- 日中夜間を問わず、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等で本人又は家族等では対処できないような事態
- 医療的ケア・行動障害等専門的な対応が必要な緊急事態
- 障害者虐待、児童虐待、DV（配偶者からの暴力）、高齢者虐待等における、緊急保護等の緊急対応が必要な事態

支援対象者

障害者総合支援法の対象となる障害のある者（児）で、地域定着支援対象者（地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者）で、**拠点事業に登録した者及び登録外対象者**（行政又は各種相談員等からの緊急の支援依頼があり市町村が支援が必要と認めた者）

- ア 地域定着支援想定対象者のガイドライン（Ⅵ 地域定着支援支給決定に係るニーズ調査参照）における以下の状態にある対象者
- 居宅で単身生活者であり、連絡体制や緊急時に支援が必要な方
 - 家族と同居しているが、家族が障害・高齢・疾病（要介護状況や認知症・病気）・同居家族の就労状況等（夜勤労働等の変則勤務や出張が多い等）により、家族の応援が得られない利用者
- ※ グループホーム、宿泊型自立訓練の入居者については地域定着支援の対象外。
- イ 行政又は各種相談員等からの登録外対象者に対する支援依頼に対し、緊急支援（宿泊、電話、訪問支援）を行った者で、その後に関係機関、保護者等の参加による緊急ケア会議を開催し再発予防策を検討し登録した者。

登録制

- ア 緊急支援対応の**対象者については、事前登録を原則**とする。
- 登録制にすることで、支援に当たる者が対象者に対する適切な支援方法等を事前に確認しておくことにより、緊急時の対応がスムーズに行われることに繋がる。
 - 登録制にすることで、緊急時以外の相談等との住み分けができる。
- イ 登録方法：
- 地域定着支援の支給決定により登録予定者へ面接及び居宅への訪問等によるアセスメントを実施し、緊急時に必要となる家族、サービス事業者、医療機関等の連絡先を記載した**地域定着支援台帳**を作成する。
(登録内容には危機発生条件、終結条件、提携受け入れ事業所等を明記。)
 - ケア会議を開催し登録を確認する。
 - 行政又は各種相談員等からの**登録外対象者**に対する支援依頼に対し、緊急支援（宿泊、電話、訪問支援）を行った場合、関係機関、保護者等に連絡し、緊急ケア会議を開催し、再発予防策を検討し、登録する。
(緊急支援を行った場合は、タイムケアの適用又は定着支援の遡及適用を行う事を確認する。)

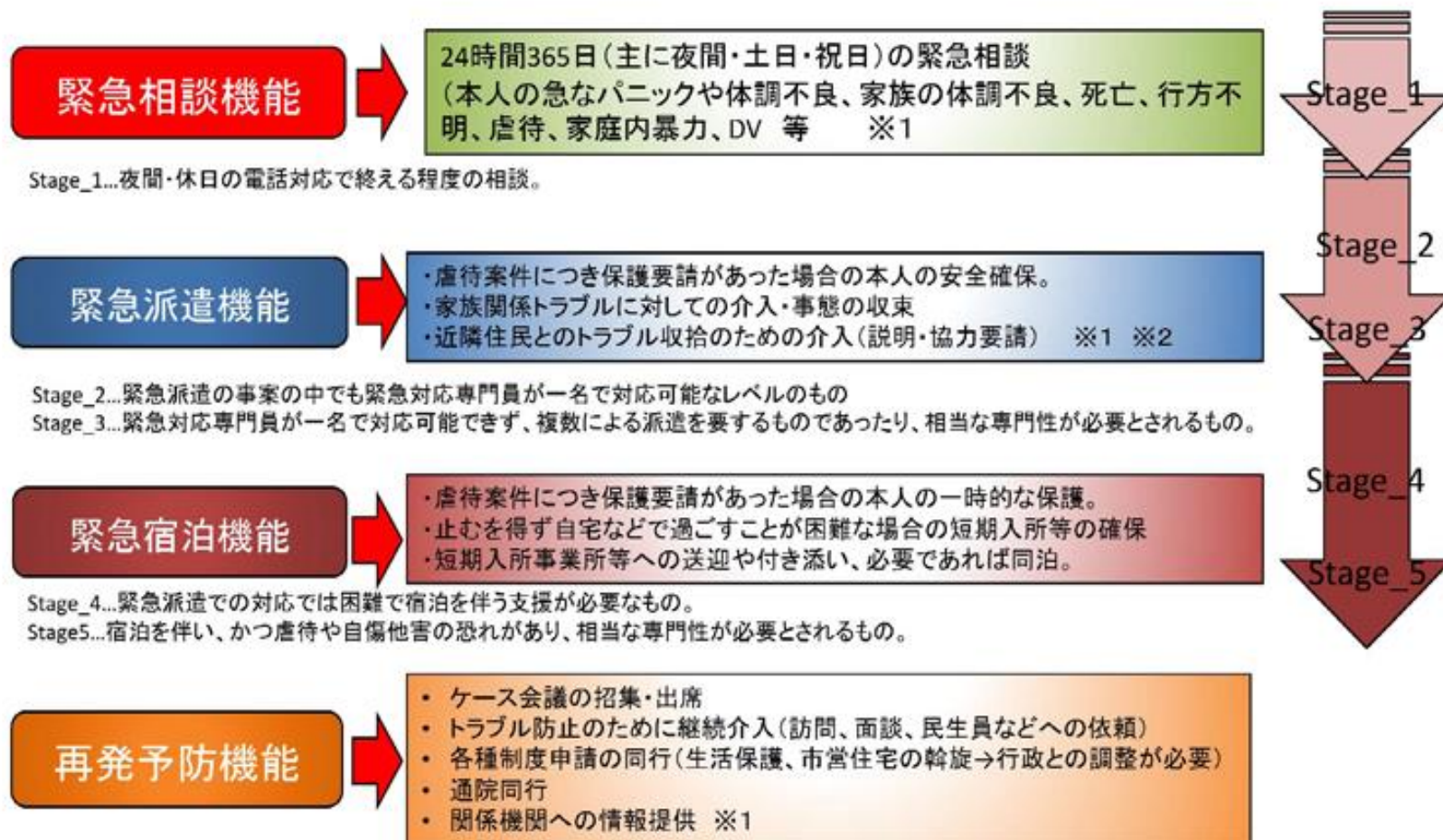
緊急時の対応の流れ

- ① 事前ケア会議にて対象者の登録（地域定着支援台帳に支援方法を記載する）
- ② 登録内容に基づいて24hの電話相談
- ③ 登録者（本人又は保護者等）からの緊急連絡により、地域定着支援台帳の対応方法に基づき、緊急対応コーディネーターは出向き支援の必要性を判断し、電話での対応又は緊急対応支援員の出動を要請し、対応の指示を行う。
- ④ 緊急対応支援員は緊急対応コーディネーターからの指示と登録書の支援内容に基づき、訪問による危機介入支援を行う。
- ⑤ 緊急時の状況により、緊急対応コーディネーターも出向き危機介入支援を行う。
- ⑥ 緊急時の状況及び登録書の支援内容に基づき緊急保護のための短期入所を行う。
- ⑦ 緊急短期入所の場合、原則は保護者が短期入所事業所まで移送するが、緊急時の状況により緊急支援に出向いた者にて移送を行う。
- ⑧ 登録者の状態が、緊急対応の必要がない状況に落ち着いたところで支援は終結。
- ⑨ 緊急対応支援員は緊急対応コーディネーターに支援終了の報告を行う。
- ⑩ 緊急対応コーディネーターは必要があれば、特定相談の相談支援専門員と連携して、後日新たな危機介入支援の追加、または危機に至らぬための日中、夜間全体を含めたサービス調整、支援会議を行う。

緊急支援体制

- **緊急相談機能**⇒夜間や緊急時の24時間電話相談受付、出勤要請、対応の指示、終結の判断等
緊急対応コーディネーターの配置
- **緊急派遣機能**⇒ハイリスク家庭への24時間出向き支援
緊急対応支援員の配置
- **緊急宿泊機能**⇒対象者の緊急短期入所支援による緊急保護
- **再発予防機能**⇒緊急支援（宿泊、電話、訪問支援）を行った場合、関係機関、保護者等に連絡し、緊急ケア会議を開催し、再発予防策を検討する。

緊急対応コーディネーター・緊急対応支援員(仮称)の機能について



※1 委託相談、基幹相談支援センターとの兼務や一体的運営も想定できる。 ※2 特定相談+一般相談+コーディネーターの組み合わせも可
「再発予防機能」については基幹相談センター、行政との棲み分けを検討する必要がある。

④地域生活支援拠点の これから

- ・整備状況
- ・課題
- ・今後の取り組み

多機能型支援拠点に必要な事業

(28年度までの整備)

(1) 居住支援機能

- 一般相談：①相談（地域移行支援）（相談支援専門員）
地域移行支援（長期入所・入院）
- 宿泊体験のサポート支援（地域移行推進員の配置）
- グループホーム：②体験の機会・場
入所施設、精神科入院患者の地域生活への移行支援のために体験の場を確保する
施設入所支援利用者の地域移行を推進するために必要なグループホームの整備拡大

(2) 地域支援機能

ア 一般相談：①相談・地域定着支援

(緊急時サービス調整機能：緊急対応コーディネーション)

- 緊急対応対象者は、事前登録を原則とする。
- 地域定着支援の支給決定により丁寧なアセスメントに基づき地域定着支援台帳と登録書を作成しケア会議を開催する。
- 行政又は各種相談員等からの登録外対象者に対する支援依頼に対し、上記緊急支援を行った場合、関係者に連絡し、緊急ケア会議を開催し、再発予防策を検討し、登録する。

イ 短期入所：②緊急時の受け入れ・対応 (空床確保2床)

- 医療型短期入所事業所の確保：調整中)

ウ 居宅介護：③専門性 (深夜間の支援要請に対応できる事業所)

面的整備にて必要となる地域連携機能

(平成28年以降体制整備・整理)

(1) 訪問系支援

- ・居宅介護（24時間対応）、重度訪問介護、行動援護

(2) 日中活動系支援

- ・生活介護、療養介護
- ・就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）
- ・自立訓練（機能訓練・生活訓練）（通所型・訪問型・宿泊型自立訓練）
- ・児童発達支援、放課後等児童サービス
- ・高齢化に対応の日中活動の場所（生活介護・地域活動支援センター等）

(3) レスパイト支援

- ・短期入所（福祉型、医療型）（単独型、併設型、空床型）
- ・タイムケア事業（長野県単独事業）

(4) 相談支援

- ・特定、障害児相談支援
- ・一般相談支援（地域移行・地域定着）
- ・障害者就業・生活支援センター（生活支援ワーカー）

(5) 在宅医療系サービス

- ・訪問診療、訪問看護、訪問リハ、訪問薬剤

基幹相談センターが担う機能

④専門性、⑤地域の体制作りのコーディネート

- (1) 行動障害支援、医療的ケア等、専門性の確保のための
人材の確保・養成、専門機関との連携のための調整。
- (2) 圏域内の社会資源のネットワークによる面的な体制を構築する。
- (3) 施設入所者及び精神病院入院患者の地域生活への移行に必要な体制整備の総合調整
- (4) 核となる拠点と連携するために必要な機能を持った事業所による面的体制作りを推進するため、事業所の開拓および連携方法の確立のためのコーディネートを行う。
体制整備のための活動を行うコーディネーターの配置が必要

* (朱書は目指すべき課題)

北信圏地域生活支援拠点の概要（案）

多機能拠点型支援『総合安心センター（仮）』

面的整備型支援

居住支援機能	地域支援機能		地域の社会資源との連携機能
<p>○一般相談支援 （地域移行支援）</p> <p>地域移行支援計画作成、長期入所（入院）者への地域移行支援（相談支援専門員） 宿泊体験のサポート支援（地域移行推進員の配置）</p>	<p>○一般相談支援（地域定着支援） （H27年4月から既存の一般相談支援事業所にて国モデル事業の継続ケース支援、H28年度から拠点にて事業開始予定） 地域定着支援の支給決定により地域定着支援台帳を作成（登録制）</p> <p>緊急時相談支援⇒夜間や緊急時の24時間電話相談受付 緊急時在宅支援⇒ハイリスク家庭への24時間出向き支援</p>		<p>居宅系支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・行動援護 <p>共同生活援助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス包括型 ・外部サービス利用型 ・サテライト型
<p>○グループホーム （H27年7月事業開始） 定員3名・体験1名 （定員：入所施設からの地域移行者を優先）</p>	<p>○単独短期入所（福祉型） （H28年4月事業開始予定） 定員6名（内2床は緊急時の受入れ用に確保）</p> <p>計画的レスパイト機能と登録者の緊急時宿泊機能</p>	<p>○タイムケア（県単事業） 登録者への計画的レスパイト機能、緊急一時預かり機能（場合により登録者以外も可）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定相談支援 ・障害児相談支援 ・一般相談支援 <p>（地域移行・地域定着）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者就業・生活支援センター）（生活支援ワーカー）
<p>○施設入所支援利用者の地域移行を推進するために必要なグループホームの整備拡大 ○民間アパート等への地域生活移行に向けた住居入居等支援（地域移行支援）</p>	<p>○緊急対応コーディネーターによる緊急時サービス調整機能（コーディネーション）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録予定者へ面接及び居宅への訪問等によるアセスメントを実施し、緊急時に必要となる家族、サービス事業者、医療機関等の連絡先を記載した地域定着支援台帳を作成しケア会議を開催 ・行政又は各種相談員等からの登録外対象者に上記緊急支援（宿泊、電話、訪問支援）を行った場合、関係機関、保護者等に連絡し、緊急ケア会議を開催し、再発予防策を検討 		<p>今後必要なサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化に対応の日中活動の場所（生活介護・地域活動支援センター等） ・自立訓練（通所型・訪問型・宿泊型自立訓練） ・医療型短期入所（調整中）

○拠点を核とした面的整備の地域の体制づくり：基幹相談支援センター

- ・施設入所者及び精神病院入院患者の地域生活への移行に必要な体制整備の総合調整
- ・医療的ケア、行動障害支援等専門性の確保のための人材の確保・養成、専門機関との連携のための予算確保

北信圏域の地域生活支援拠点の実施体制について(案)

のぞみの郷高社 総合安心センターはるかぜ(仮)

核となる多機能型拠点事業所

- ### 1 居住支援機能
- 長期施設入所者
 - 長期病院入院患者
 - その他・更生施設等入所者
 - 居宅生活 (家族と同居)

特定相談：計画相談支援 (サービス等利用計画作成)

一般相談：地域移行支援 (地域移行支援計画作成)
 ・地域移行支援 (地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等)

グループホーム (体験の機会・場)
 ☆ (平成27年度事業開始)
 定員3名
 体験1名 (体験用居室1部屋確保)

・のぞみの郷高社からの地域移行者を優先し、入所施設の定員を3名削減する

グループホーム
 ・施設入所支援利用者の地域移行を推進するために必要なグループホームの整備拡大

- ### 2 地域支援機能
- 生活圏
- 岳南 (中野市・山ノ内町)
- 居宅生活 (一人暮らし)
 - 居宅生活 (家族と同居)
- 岳北 (飯山市・木島平村・野沢温泉村・栄村)
- ※消防署の救急体制と同様に、岳南 (中野市・山ノ内町) と岳北 (飯山市・木島平村・野沢温泉村・栄村) に生活圏を分けて設定した支援体制を整備する

特定相談：計画相談支援 (サービス等利用計画作成)

一般相談：地域定着支援 (夜間や緊急時の24時間電話相談受付：緊急対応コーディネーション) (圏域リーダー) (地域定着支援台帳)

単独型短期入所事業 (福祉型)
 ☆ (H28年度中事業開始予定)
 定員6名
 (内2床は緊急時の受け入れ用に常時空床を確保)
 計画的レスパイト機能と登録者の緊急時宿泊機能

居宅介護事業 (深夜間支援対応)
 ☆ (H28年度中 事業開始予定)
 22:00~09:00営業
 深夜間居宅介護及び登録者の緊急時居宅介護機能

日中一時支援事業 (市町村事業) タイムケア (長野県単独事業)
 登録者への計画的レスパイト機能、緊急一時預かり機能 (場合により登録者以外も可)

北信圏域障害者総合相談支援センター「ばれっと」
 (基幹相談支援センター)
 専門性、地域の体制作り等のコーディネート

面的整備にて必要となる地域連携機能

グループホーム (外部サービス導入型) (包括型)

グループホーム (サテライト)

居宅生活 (一人暮らし)

居宅生活 (家族と同居)

訪問系支援
 ・居宅介護 (24時間対応)
 ・重度訪問介護、行動援護
 ・同行援護

移動支援
 日中一時支援事業 (市町村事業) タイムケア (長野県単独事業)

日中活動系支援日中活動の場
 ・生活介護 (医療的ケア付き)、療養介護
 ・就労移行支援、就労継続支援 (A型・B型)
 ・自立訓練 (機能訓練・生活訓練) (通所型・訪問型・宿泊型自立訓練)
 ・児童発達支援、放課後等児童ディサービス
 ・高齢化に対応の日中活動の場所 (生活介護・地域活動支援センター等)

レスパイト支援
 ・医療型短期入所事業所
 ・福祉型短期入所事業所 (空床型)
 計画的レスパイト機能と登録者の緊急時宿泊機能

在宅医療系サービス
 ・訪問診療、訪問看護、訪問リハ、訪問調剤

・特定、障害児相談支援
 ・一般相談支援 (地域移行)
 ・一般相談支援 (地域定着)
 (夜間や緊急時の24時間電話相談受付：緊急対応コーディネーション) (地域定着支援台帳)
 ・障害者就業・生活支援センター (生活支援ワーカー)

地域定着支援支給決定に係るニーズ調査

1 目的

主要なサービスとして地域定着支援が位置付けられているが、必要とされるサービスの支給量等を把握することで、この事業に係る体制整備等に必要な基準量を把握するための調査を実施する。

2 対象者

相談支援専門員、市町村事務担当者、精神科PSW、保健師等

- ・調査内容を検討するにあたって、相談支援ネットワーク会議にて、市町村担当者を交えた学習会を開催し地域定着支援の支給決定にかかる基本的考え方等の共有を図る。

3 今年度内に実施し集計を予定

4 地域定着支援想定対象者のガイドラインにより調査

- (1) 居宅で単身生活者であり、連絡体制や緊急時に支援が必要な方
- (2) 家族と同居しているが、家族が障害・高齢・疾病（要介護状況や認知症・病気）・同居家族の就労状況（夜勤労働等の変則勤務や出張が多い等）により、家族の応援が得られない利用者

地域定着支援想定対象者のガイドライン①

(1) 居宅で単身生活者であり、連絡体制や緊急時に支援が必要な方

	勘 案 項 目
①	病院・施設等からの地域移行し、単身で生活を開始される方
②	ライフラインの故障・破損等が生じた際に、修理等の相談や調整が出来ない方
③	サービスの事業所の頻繁な変更や拒否等で、仲介的に相談支援が必要な方
④	月に2回以上の、相談や訪問を相談支援専門員が実施している方
⑤	慢性疾患による緊急搬送等の連絡や入院の準備・手続が出来ない方
⑥	障害福祉サービス利用は無く、定期的に行政や委託相談が訪問している方
⑦	精神的不穏が生じた際に、連絡調整や同行支援が必要な方
⑧	居宅介護や訪問看護の定期訪問時等に、支援計画以外要望や支援が必要な方
⑨	成年後見制度(第三者) や日常生活自立支援事業を利用している方

地域定着支援想定対象者のガイドライン②

(2) 家族と同居しているが、家族が障害・高齢・疾病（要介護状況や認知症・病気）・同居家族の就労状況（夜勤労働等の変則勤務や出張が多い等）により、家族の応援が得られない利用者

	勘 案 項 目
⑩	病院・施設等からの地域移行し、生活を開始される方で相談支援が必要な方
⑪	ライフラインの故障・破損等が生じた際に、修理等の相談や調整が出来ない方
⑫	サービスの事業所の頻繁な変更や拒否等で、仲介的に相談支援が必要な方
⑬	月に2回以上の、相談や訪問を相談支援専門員が実施している方
⑭	慢性疾患による緊急搬送等の連絡や入院の準備・手続きが出来ない方
⑮	障害福祉サービス利用は無く、定期的に行政や委託相談が訪問している方
⑯	精神的不穏が生じた際に、連絡調整や同行支援が必要な方
⑰	居宅介護や訪問看護の定期訪問時等に、支援計画以外要望や支援が必要な方
⑱	成年後見制度（第三者）や日常生活自立支援事業を利用している方
⑲	本人が混乱して、家族の支援では解消できない等が想定できる方

今後の体制整備に向けて

1 平成28年度 の検討事項

『総合安心センターはるかぜ』の試行実施による課題等の整理や、地域定着支援支給決定に係るニーズ調査により、事業の実施体制等について検討し、市町村の予算化が必要な事項について検討し提案する。

平成28年度中に北信圏域における面的体制の構築に向けた連携の協力依頼等の調整を行う。

2 平成29年度年度中には地域生活支援拠点の運用を開始し、支援拠点を核とした面的体制を構築する。

今後の体制整備に向けて

3 コア会議の継続→面的整備を進める検討会の設置

平成28年度は、高水福祉会の独自事業として試行的に拠点事業を実施する。

その試行の実施による課題等の整理等により、対象者となる登録者の見込量や拠点にて緊急時の連絡を受け適切な支援に必要となる人材の確保や体験や短期入所の空床の確保のための財政支援や専門性の確保のための市町村の財政的支援はもとより、面的な支援体制として、この拠点事業に連携していただける事業所の開拓・調整を行うコーディネーターの確保が必要である。

平成29年度の予算編成に必要な体制整備に係る提案が間に合うよう、平成28年度も引き続きコアメンバーによる検討会を行い面的整備を進めながら ①コーディネーター2名②空床2室の補償③人材育成の強化を提言要求している。